

平成26年8月27日

## まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針（案）  
の策定について

<添付資料>

- 資料1 川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針（案）の概要について
- 資料2 川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針（案）
- 資料3 川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針の策定に係るパブリックコメントの実施について

まちづくり局

# 『川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針（案）』の概要について

## 1 森林及び木材を取り巻く背景・課題

### (1) 地球温暖化問題

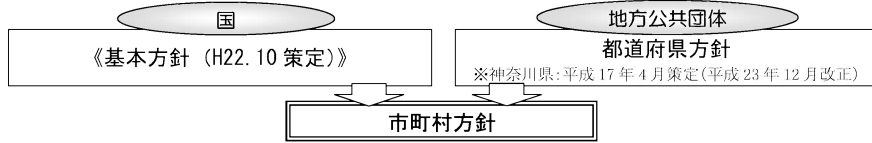
- 問題の顕在化、本市の目標:H32年度までにCO2排出量の25%以上相当量の削減(H2年度比)

### (2) 森林と林業の課題

- 国内森林の課題：
  - 木材として利用可能な林齢に到達し伐採需要が飽和状態、国産木材の自給率は約28%（H21年時点）
- 国内林業の課題：
  - 地形的課題（林道改善の必要性）、従事者の高齢化、流通停滞やコスト割高

### (3) 木材を取巻く動向

- 森林・林業再生プラン（H21.12）：H32年までに木材自給率を50%に向上
- 公共建築物木材利用促進法の施行（H22.10）：
  - ・木材利用による林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備、木材の自給率の向上に寄与するために、基本方針を策定し、国が率先して木材を利用。
  - ・市町村においても、国及び都道府県方針に即して方針を策定し、木材利用を促進。



## 2 方針策定の目的

次の効果の創出に向け、国産木材の消費拡大の可能性が高い都市部の本市において木材利用を促進する。

- 地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生、原産地域の林業・経済の活性化への寄与
- 木の価値や効果（健康・癒し・ストレス緩和・集中心力向上・疾病予防）を高め、市民への快適な生活空間の提供
- 木材利用の促進による市内中小企業の活性化等に貢献

⇒ 国産木材の積極的な利用促進に向け、方針を策定する

## 3 他都市の方針策定状況

### (1) 主な方針策定都市

- 47都道府県は全て方針を策定済、政令市は20都市中13都市が策定済（横浜市、静岡市、浜松市等）
- その他近隣都市部では、港区や江東区が策定済

### (2) 各都市の方針の内容

- 建築工事・土木工事・備品や消耗品の木材利用を促進（一部の都市は、木材の利用目標を設定）
- 民間施設の利用促進に向けた誘導、普及啓発



浜松市 天竜区役所



港区 エコプラザ



江東区 有明中学校

(※ 各画像については、文部科学省、農林水産省、江東区のホームページより引用)

## 4 方針の概要

法の考え方を踏まえ、国や神奈川県の方針に即し、次の内容を方針に定める。

### (1) 市内の公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

- 対象とする施設
  - 公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

施設例
学校、福祉施設、保育所、病院、体育館、図書館、庁舎、公園等の土木工事における工作物等

- 木材利用促進の具体的方向性
  - ・整備に当たっては積極的に木材を利用し、可能な限り国産材を使用
  - ・各施設で使用する備品や消耗品について、木材を使用したものの利用を促進

### (2) 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

- 公共的建築物
  - ・木造化の推進：建築基準法等による制限を踏まえ、木造化が可能な場合は積極的に木造化を図る
  - ・木質化の推進：木造、非木造に関わらず、内外装の木質化を推進する
  - ・数値目標：新築又は改築の際の木材使用量を設定する
- 公共工作物
  - 公共工作物の整備において、法令の基準や耐久性等を考慮の上、木材利用を促進

### (3) その他関連事項

- 市以外が整備する公共的建築物への木材利用を誘導
- 特に、公社や補助金交付施設については、(2)の目標に準拠した木材利用に努めるよう積極的に誘導
- 方針に基づく先導的な事業の実施やホームページ等を活用して、木材利用のPRと普及促進

## 5 木材使用量の目標値の設定

### (1) 他都市の目標設定内容

- 静岡市：生産量の増加目標から木材使用量を算出 ⇒ 4,800 m<sup>3</sup>/4年間
- 浜松市：生産量の増加目標から木材使用量を算出 ⇒ 5,000 m<sup>3</sup>/5年間
- 港 区：施設ごとの木材使用量を事業者ヒアリングし算定 ⇒ 0.005 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>
- 江東区：実績から設定（庁舎0.009、福祉施設0.014 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>） ⇒ 0.008 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

### (2) 本市のこれまでの木材使用状況

- 木材の使用状況
  - ・大谷戸小学校（RC造・H25年度完成）：0.013 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>
  - ・上作延小学校（RC造・H23年度完成）：0.009 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>
  - ・幸区役所（RC造・H26年度完成予定）：0.007 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>
  - ・ふれあいプラザかわさき（S造・H25年度完成）：0.003 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

### (3) 方針に位置付ける目標値

他都市の状況や本市のこれまでの実績を踏まえ、市が整備する公共的建築物の新築又は改築の際には、法令の基準や安全性、維持管理等を考慮の上、次の量の木材を使用するように努める。（m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）

用途	目標値
【学校（小学校、中学校）等】 温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりに向け、積極的に木材利用を図る施設	0.01
【社会福祉施設（老人福祉施設、保育所）等】 高齢者や乳幼児等への健康で温かみのある快適な空間の提供が望まれる施設	0.008
【庁舎】 広く市民の利用に供し、市民への普及効果が高い施設	0.005
上記以外の公共的建築物	0.005

(案)

## 川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針

川崎市

平成 26 年 8 月

## 目 次

第 1	趣旨	1
第 2	用語の定義	1
第 3	市内の公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項	1
第 4	市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	2
第 5	市以外の者が整備する公共的建築物への誘導	3
第 6	木材利用の P R 及び普及の推進	3
第 7	公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項	3
第 8	方針の適用	3

別表

## (趣旨)

第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長時間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。

このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。

これらを踏まえ、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の公共建築物の整備において木材の利用の促進を図るため、法第9条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。

## (用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的建築物 公共の用に供する、又は、公益上必要とされるなど、広く市民の利用に供される建築物をいう。
- (2) 公共工作物 公共の用に供し、広く市民の利用に供される工作物をいう。
- (3) 公共建築物等 公共的建築物及び公共工作物の総称をいう。
- (4) 木造化 建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等に木材を利用することをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (6) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

## (市内の公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次の通りとする。

- (1) 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。

(2) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

ア 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。

イ 公共的建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を使用したものの利用の促進を図る。

(3) 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲

公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法やその他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。

**（市が整備する公共建築物等における木材利用の目標）**

第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次の通りとする。

(1) 公共的建築物における木材利用

ア 木造化の推進

第3（3）の範囲に該当する公共的建築物については、積極的に木造化を図る。

イ 木質化の推進

第3（3）の範囲に該当する公共的建築物については、木造、非木造に関わらず、床や腰壁、下地、造作家具等の内装及び外装において積極的に木質化を図る。

(2) 公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設置基準並びに施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮した上で、木材利用を図る。

(3) 備品及び消耗品における木材の利用

公共的建築物において使用する備品及び消耗品については、木材を使用したものの利用の促進を図る。なお、川崎市グリーン購入推進方針に定められている品目に該当するものは、その判断の基準を満たす物品等の調達に努めること。

(4) 公共建築物等において使用する木材

公共建築物等の整備等においては、積極的に国産木材を使用する。

(5) 公共的建築物において利用する木材の使用量

公共的建築物の新築又は改築の際には、法令の基準や安全性、維持管理等を考慮の上、別表2に定める量の木材の使用に努める。

### （市以外の者が整備する公共的建築物への誘導）

第5 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材の使用を働きかけ、木材の利用を促進するための誘導に努める。特に、市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第3（3）の範囲に該当する公共的建築物を新築又は改築する際に、第4に定める目標に準拠し木材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。

### （木材利用のPR及び普及の推進）

第6 市は、公共建築物等において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材のPR及び普及に努める。

### （公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項）

第7 公共建築物等において木材を利用するに当たっては、次の点に配慮するものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、国産木材の使用に努めつつも、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。
- (2) 公共建築物等の整備主体は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。また、整備に当たっては、建設、維持管理、解体、廃棄等に掛かるライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

### （方針の適用）

第8 本方針は、平成26年 月 日から適用する。

## 木材利用を促進すべき公共建築物等

第3（1）の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、 保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、保健福祉センター等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物



## 公共的建築物において利用する木材の使用量の目標

第4(5)の市が整備する公共的建築物の新築又は改築の際の木材使用量については、次の通りとする。

＜公共的建築物の新築又は改築の際の単位面積当たりの木材使用量＞

( $\text{m}^3/\text{m}^2$ )

用 途	目標値
【学校（小学校、中学校）等】 温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりに向け、積極的に木材利用を図る施設	0.01
【社会福祉施設（老人福祉施設、保育所）等】 高齢者や乳幼児等への健康で温かみのある快適な空間の提供が望まれる施設	0.008
【庁舎】 広く市民の利用に供し、市民への普及効果が高い施設	
上記以外の公共的建築物	0.005

※ 市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、本目標に準拠し木材の利用に努めるよう、誘導する。

『川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針』  
の策定に係るパブリックコメントの実施について

- 1 意見募集期間：平成26年9月5日（金）から平成26年10月6日（月）  
※当日消印有効
- 2 閲覧場所：川崎市 まちづくり局 総務部 企画課  
各区役所の閲覧コーナー  
かわさき情報プラザ  
※ 市のホームページでもご覧いただけます。
- 3 閲覧物：川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針（案）の概要  
川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針（案）
- 4 意見書の提出方法

ご意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局総務部企画課」に提出してください。

※様式は自由ですが、意見書様式をご活用ください。

- (1) 郵 送：〒210-8577 川崎区宮本町1番地  
川崎市まちづくり局総務部企画課  
※専用郵便番号をご使用の場合は、住所の記載を省略できます。
- (2) 持 参：川崎区宮本町1番地（川崎市役所隣り明治安田生命ビル8階）
- (3) F A X：044-200-3967
- (4) メール：市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

#### 5 その他

- ・意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には使用せず、適正に管理します。
- ・お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、ご意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- ・お寄せいただいたご意見に対する直接の回答はいたしませんのでご了承ください。

#### ■お問い合わせ

川崎市 まちづくり局 総務部 企画課 電話044-200-2703